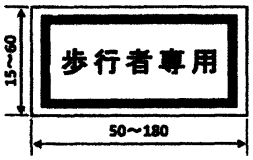
別記様式第一の二(第三条の二関係)

1　歩行者(交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。)及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下この様式及び別記様式第一の二の二において同じ。)(交差点において斜めに道路を横断するものを除く。)に対して表示する標示



又は



2　交差点において斜めに道路を横断する歩行者、遠隔操作型小型車及び普通自転車(法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二の二において同じ。)に対して表示する標示



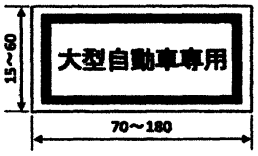
又は



3　車両又は特定の車両に対して表示する標示



又は



備考　1　縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。

2　車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。

3　縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。

4　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5　縁及び縁線の太さは、おおむね1．5センチメートルとする。